令和６年度第５回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日　時：令和７年２月１８日（火）午前１１時３０分開会　午前１１時４５分閉会
場　所：ときわ会館５階小ホール

１　開　　会	浅子会長職務代理者より開会宣言。
２　会　長　挨　拶	西形会長挨拶。
（司会）	本会議の議長は、「さいたま市農業委員会会議規則」第４条の規定により、会長が務めることとなっております。西形会長、よろしくお願いいたします。
３　総会成立の報告 （議長）	会議成立の報告をいたします。 本日は、在任委員２１名中、角谷委員、中村委員が所用により、欠席との報告を受けておりますので、本日の出席委員は、１９名です。「さいたま市農業委員会会議規則」第６条の規定による過半数を満たしております。よって、本総会は成立しております。
４　議事録署名委員の指名　（議長）	議事録署名人を指名いたします。議席番号１７番「菅間茂久委員」、議席番号１８番「石井栄寿委員」の２名を指名します。よろしくお願いいたします。
５　議　　事 （議長）	議案第７号「行政不服審査法第４９条の規定に基づく審査請求に対する裁決について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
（事務局）	起因について、審査請求人からの通報等に対して農地調整課職員の不作為があったとすることから、令和６年１２月１０日付けで、「行政不服審査法第１９条に基づく審査請求書」が提出されました。 経過について、まず第１に、令和６年１１月２０日、審査請求人は、農地調整課に対し、農地転用許可を得ていない土地に違法駐車されている旨を通報し、法的処分を求めました。第２に、農地調整課職員は、現地確認により農地法上の違法性がなかったと判断したため、これに対応しませんでした。第３に、当該通報に対して法的措置を怠り、放置した行為は、職務怠慢及び職務放棄にあたるとのことから、農地調整課職員及びその監督者である市長を地方公務員職務違反の処分規定に従い処分するよう求めてきました。 調査内容について、第１として、不作為についての審査請求の対象は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と定めております。これは、行政不服審査法第３条に示されております。第２として、「申請」とは、法令に基づき行政庁の許可等、自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為としておりますので、審査請求人が行った通報行為は、「申請」には該当しません。これは、行政手続法第２条第１項３号に示されております。第３として、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなときは、審理手続きを経ないで、当該審査請求を却下できるとされており、本案件はこれに該当しております。これは、行政手続法第２４条第２項と市が発行する行政不服審査事務の手引きに示されております。 裁決について、主文、本件審査請求を却下します。まず、事案の概要についてですが、①令和６年 11 月 20 日、審査請求人は、農地調整課に対し、農地転用許可を得ていない土地に違法駐車されている旨を通報し、農地法第 64 条、第 67 条

	に基づき、法的処分を求めた。②農地調整課職員は、現地確認により農地法上の違法性がなかったと判断したため、これに対応しなかった。③審査請求人は、同年 12 月 10 日付けで、行政不作為についての審査請求書をさいたま市農業委員会に対して提出した。次に、審理関係人の主張の要旨について、審査請求人の主張としては、①農地調整課職員は、当該違反行為について、刑事訴訟法第 239 条第２項に基づき捜査機関への通報する義務を負っている。しかし、通報せずに放置したことは、職務怠慢、職務放棄にあたるので、農地調整課職員とその監督者清水市長の処分を求める。②違反者の余罪追及、実態解明を行わなかったことは、違反者をほう助した刑法第 62 条第 1 項、違反者を隠避、隠匿した同法第 103 条に抵触するので、捜査機関に通報するとともに、清水市長と農地調整課職員を地方公務員職務違反処分規定に従って、処理、処分、処罰することを求める。 　裁決の理由について、審査請求人は、農地調整課職員が当該違法駐車について職務上知り得ていながら、その不正事実の告発をしていないことは、不作為にあたると主張しているが、審査請求人は法令に基づく申請をしていないので、行政不服審査法第３条の規定による不作為についての審査請求の対象とならない。 　結論について、本件審査請求は不適法であり、補正することがないことが明らかなことから、行政不服審査法第 24 条第 2 項及び第 49 条第 1 項の規定により、却下として裁決するものです。 　説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。
（議長）	事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。発言のある方は挙手をお願いします。
（菅間農業委員）	審査庁は農業委員会になるのか。農業委員会事務局職員と市長の処分を求める場合は市が審査庁にはならないのか
（事務局）	法務・コンプライアンス課に確認を行い、審査庁は農業委員会会長と回答を得ています。
（議長）	質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。 　それではお諮りします。 　議案第７号「行政不服審査法第４９条の規定に基づく審査請求に対する裁決について」、賛成の農業委員の方は、挙手願います。 　総員賛成ですので、議案第７号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 　以上をもって、本日の議案は、全て終了いたしました。 　その他として、事務局から何かありますか。
（事務局）	ございません。
（議長）	委員の皆様のご協力により、円滑に議事進行出来ましたことに対し、厚くお礼申し上げます。 　ここで、議長の職を解かせていただきます。
６　閉　　会	本田会長職務代理者より閉会を宣言。